

「最低賃金」今年も大幅な引き上げが予想されます

- ◆ 平成28年7月28日開催された中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定目安がとりまとめられました。それによりますと岩手県は21円の引き上げ（率にして3.0%）で、過去最大の上げ幅です。今後、岩手県の最低賃金審議会で調査審議が行われ、発効は10月になる予定です。目安どおりの実施となった場合、岩手県最低賃金は現在の695円から716円となります。

600円ちょうどになったのが平成12年10月1日でしたから、16年かかって700円台に突入です。しかし、ここ5年間だけで71円と、かなり急激な引き上げになっています。

労働保険料の納付日について

- ◆ 平成28年度の労働保険年度更新の申告が終わりました。現金納付の場合の第2期・第3期、また口座振替利用の場合、労働保険事務組合委託の場合の納期は下記のとおりとなりますのでご確認ください。

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合	平成28年7月11日	平成28年10月31日	平成29年1月31日
口座振替利用の場合	平成28年9月6日	平成28年11月14日	平成29年2月14日
労働保険事務組合委託の場合	平成28年8月19日	平成28年10月28日	平成29年1月30日

なお、労働保険料口座振替納付をご希望の事業所様は、担当者までお申し付け下さい。

健康保険被扶養者の資格再確認の控を同封いたしました

- ◆ 健康保険の被扶養者について行われた資格再確認の控を同封いたしました。今年度も、対象者の収入増、就職による異動（削除）の届出漏れが数件ありました。異動（削除）の届出漏れは、健康保険料率に影響してきます。また、被扶養者の適正な把握は、源泉所得税の徴収や家族手当の支給など給与計算事務にも関係する場合があります。遅滞ない届出を従業員の方々にご周知下さいますようお願い致します。

“熱中症”にご注意下さい

- ◆ 7月から8月は熱中症発生のピーク時期です。岩手労働局管内では、平成27年の熱中症による労働災害が125件と過去最高を記録しました（平成25年は41件、平成26年は69件でした）。業種的には建設業が72件と半数以上を占め、時間帯では午前11時台と午後3時台の発生が多くなっているようです。

仕事での水分補給と暑さ対策にはくれぐれもご注意ください。

少しでも異常な様子が見られた場合には、下記の手当を行いましょう。

- ◇ 暑い場所から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す
- ◇ 水や塩分を摂らせる
- ◇ 衣類をゆるめる（場合によっては脱がせる）
- ◇ うちわ、扇風機などの風に当てたり、氷嚢を首やわきの下、足の付け根に当てる